

□第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金のお知らせ

1. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食業、宿泊業を営む中小企業及び個人事業主が実施するテイクアウト・デリバリーや店内の感染防止対策等の取り組みを支援します。

2. 対象者

県内で営業する飲食店、宿泊施設を営む中小法人及び個人事業主
注) テイクアウト・デリバリー専門店の事業者は除きます。
(主たる事業所が県外にあっても対象となります。)

3. 募集期間

令和3年4月1日(木)～令和3年7月31日(土) 消印有効
※予算枠に達次第終了します。

4. 対象事業者

① テイクアウト・デリバリーの実施 ② 地元食材を使用した ③ 新商品開発感染防止対策 等

5. 対象経費

店舗改装・工事費、資料作成費、広告宣伝費、印刷費、リース料、委託費
材料費(酒類は除く)、外注費、設備、備品導入、消耗品等

6. 対象期間

令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水)
※上記期間内に発注、契約、購入、納品されたものが対象となります。

7. 補助金額

1店舗あたり下限額5万円～上限額10万円の定額補助(消費税は対象外)
※店舗を複数経営されている場合、上限額10万円×店舗数となります。
注) 下限額5万円未満の場合、補助金は支給されません。
申請は店舗ごとではなく、中小法人又は個人事業主単位で行ってください。
※申請は1回のみです。

8. 申込方法

事業完了後に申請書兼報告書として様式第1と添付書類(領収書等)をレターパックライトで郵送してください。
要領・様式等掲載サイト <https://www.chouokai.com> 又は加東市商工会ホームページでご確認ください。(申請書類等は商工会にも配備しています。)
※郵送先：〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目16-3 兵庫県県民会館3階
兵庫県中小企業事業団中央会
第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金事務局 宛

9. その他

- ・申請は飲食業、宿泊業の2業種に限定。
- ・申請される店舗全ての営業許可証(下記*印)の写しを提出していただく必要があります。
 - *飲食業：飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証
 - *宿泊業：ホテル営業許可証、旅館営業許可証、簡易宿所営業許可証
- ・申請前に必ず募集要領をご確認ください。
- ・中小法人の範囲については、下記のいずれかに該当することが必要です。

業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
飲食業	5,000万円以下	50人以下	宿泊業	5,000万円以下	200人以下

【お問い合わせ先】※対応時間：9：00～17：00 兵庫県中小企業団体中央会
第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金事務局 TEL：078-595-9008

□緊急事態宣言の影響緩和に伴う『一時支援金』について

【対象】下記の①②共に該当する中小法人・個人事業者

- ①緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があり、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている。
- ②令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が、前年同月または前々年同月と比べて50%以上減少している。
※但し、時短営業の要請による“協力金”の支給対象の飲食店は対象外です。

【支給上限額】法人60万円、個人事業者等30万円

- 持続化給付金同様オンライン申請となります。
- 申請前に登録確認機関(商工会等)で事前確認が必須になります。事前確認を受ける際には「申請ID」の提示が必要となるため、あらかじめホームページにおいて仮登録(申請ID取得)を行ってください。
- 商工会では給付対象者であるかの判断が出来ないので、詳細は下記のホームページをご覧ください。
- 申請締切日 2021年5月31日(月) ■一時支援金ホームページ： 一時支援金 検索 

第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(申請締切迫る)

【対象者】 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

【支給要件】 定休日等を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力していただいた店舗に支援します。

【申請期限】 令和3年4月1日(木)から4月30日(金)まで(電子申請・郵送分共)

※申請の際は、「(第2期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請要項」の内容を確認のうえ、申請してください。
 ※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言 ポスター」を掲示することが必要です。
 県ホームページよりダウンロードしてください。https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sengenposter.html

項目	(1)緊急事態宣言に基づく緊急事態措置	(2)県による要請
対象期間	①令和3年2月8日～2月28日[21日間]	②令和3年3月1日～3月7日[7日間] ③令和3年3月8日～3月31日[24日間]
対象地域	県内全域	
要請内容	通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)に短縮すること
支給額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数
対象施設	飲食店・遊園施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限しません)	

■申請方法：電子申請または郵送のいずれかの方法で申請書と添付書類を提出してください。様式はホームページからダウンロードできます。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakyouyokukindai2ki.html>
 尚、直接申請事務局へのご持参による提出はご遠慮ください。

■電子申請の場合：県ホームページからリンクしているウェブサイトから申請してください。
 ※申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に受付完了メールが届きます。
 ■郵送の場合：「レターパックライト」か「レターパックプラス」で郵送ください。*4月30日(金)消印有効(宛先)〒650-8779 神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて
 ※郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)

ご利用ください!『チーフアドバイザー派遣制度』

～より高度で専門的な経営課題の解決のために～

Step1 まずは商工会にご相談ください Step2 商工会が専門家をコーディネート Step3 専門家が訪問しアドバイス!

加東市商工会
経営支援課
TEL 42-0253

「私たち12名が、皆さまのご相談を承ります。」 ◇1事業所3回まで、無料◇

(主任) ◇N&Kネットワーク代表(元ダイエー)◇



あまの けいいち
天崎 啓一

- ・営業力、販売強化支援
- ・人材育成、ビジネススキルアップ支援
- ・組織活性化支援

(副主任) ◇特定社会保険労務士、行政書士◇



あんだ たかひろ
安藤 都昭

- ・法人設立、組織変革
- ・目標管理制度の導入支援
- ・就業規則等作成指導

◇中小企業診断士◇



ふじお まさあき
藤尾 政明

- ・経営革新計画、経営計画、経営改善計画作成支援

◇中小企業診断士◇



しみず ひろき
志水 功行

- ・海外進出支援
- ・創業支援
- ・経営改善支援

◇中小企業診断士◇



いながき けんいち
稲垣 賢一

- ・人的資源、地域資源の活用
- ・業務改善
- ・経営計画作成支援
- ・農商工連携・地域活性化

◇中小企業診断士◇



よした きよみ
芳田 京美

- ・創業、スモールビジネス支援
- ・販促・集客・販路開拓支援
- ・事業計画の策定と実行支援
- ・新商品新サービス開発支援

◇弁護士◇



まつばら ひろし
松原 弘幸

- ・企業法務、不動産取引全般、交通事故、一般民事、家事(相続・離婚等)、倒産法

◇社会保険労務士、行政書士◇



うへだ まこと
上田 真

- ・労務管理
- ・就業規則等の作成指導

◇税理士◇



かわぶち よこ
川淵 佳子

- ・経営計画作成支援
- ・財務分析による企業価値算定
- ・創業時の経営体制構築支援

◇税理士◇



こばやし ゆずき
小林 盛介

- ・経営計画作成支援
- ・事業継承支援
- ・資金繰り支援

◇広報ジャーナリスト◇



ふくみつ ひろき
福満 ヒロユキ

- ・販路開拓、販売促進
- ・マーケティングによる企画・立案・マネジメント支援

◇ライター◇



まつだ きこ
松田 記子

- ・商品の魅力の見せ方
- ・販促企画、メディア対策
- ・社内報・広報誌作成

□ほかに専門家派遣の制度がありますので、商工会の経営指導員にご相談ください。□

大切な危機管理、万ーに備えて ただいま「コロナ対策のリーフレット」配布中

万ー、従業員が新型コロナに感染した場合や取引先で感染が確認されたらどうしますか? 事業所向けにわかりやすいリーフレットを配布しています。内容は、Q&A方式で、労災保険給付、感染した従業員の欠勤や賃金、自宅待機を命じた従業員の休業手当問題等について記載があります。コロナ関連の助成金も一覽で載っています。まずは、「転ばぬ先の杖」基本的な知識を知っておくことから始めましょう。



※リーフレットご希望の方は商工会まで。

令和3年度 事務局体制のお知らせ

【事務局長】加藤幸雄

【実務顧問】小村崎栄一

<業務推進課>

<経営支援課>

【課長】谷川裕司 【課長】柳 隆之

【主任】西岡 幸 【主査】北島若奈

【主事】廣田ひかり 【主任】岸本友紀

【専門員】岸本賢一 【主任】寺本勝哉

【嘱託職員】井上 倫 【主事】波部祐輝

【派遣職員】芦田友貴那

<就労支援室>

【就労支援員】福永由美

【就労支援員】山本京子